

令和3年白老町議会全員協議会会議録

令和3年 7月16日（金曜日）

開 会 午前11時25分

閉 会 午後 1時28分

○議事日程

1. 白老町過疎地域持続的発展計画策定について
 2. 町立病院改築事業の実施にあたって
-

○会議に付した事件

1. 白老町過疎地域持続的発展計画策定について
 2. 町立病院改築事業の実施にあたって
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 久保一美君 | 2番 | 広地紀彰君 |
| 3番 | 佐藤雄大君 | 4番 | 貳又聖規君 |
| 5番 | 西田祐子君 | 6番 | 前田博之君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 吉谷一孝君 | 10番 | 小西秀延君 |
| 11番 | 及川保君 | 12番 | 長谷川かおり君 |
| 13番 | 氏家裕治君 | 14番 | 松田謙吾君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 戸田安彦君 |
| 副 町 長 | 古俣博之君 |
| 副 町 長 | 竹田敏雄君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 大塩英男君 |
| 政策推進課 | 富川英孝君 |
| 政策推進課参事 | 伊藤信幸君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課長 | 山本康正君 |
| 町民課長 | 久保雅計君 |
| 建設課長 | 舛田紀和君 |

消 防 長	早 弓 格 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
企 画 財 政 課 主 幹	齋 藤 大 輔 君
企 画 財 政 課 主 任	鈴 木 哲 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君
書 記	神 綾 香 君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前 11 時 25 分）

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、1、白老町過疎地域持続的発展計画策定について、2、町立病院改築事業の実施にあたってであります。

1、白老町過疎地域持続的発展計画策定についての説明をお願いいたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本会議終了後のお疲れのところ、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

まず、私のほうから本日の協議会の主旨内容について、その概要を簡単にお話しさせていただきたいと思います。議員の皆様も御存じのとおり、過疎地域自立促進特別措置法が今年の3月末をもって期限を迎えました。それに伴って4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。近年、新型コロナウイルス感染の蔓延等によりまして、都会から過疎地域への移住者の増加だとかテレワークなどの情報通信技術を利用した働き方の取組が加速しております。このような現象を捉えながら同時に過疎地域における持続的な地域社会形成や地域活力のさらなる向上を図り、取り組むことが非常に重要だと考えております。今回ご説明をする過疎計画案は、地域の持続的発展及び第6次白老町総合計画のまちの将来像、「共に築く希望の未来、幸せ感じる元気まち」を実現することを念頭に作成しております。御存じのとおり本計画の策定は当町にとって貴重な財源になっている過疎対策事業債等の財政支援措置が与えられることもあり、今後の過疎対策事業実施のために必要不可欠な計画であります。本日はそのようなところを押さえまして作成しました過疎計画案の内容について、担当のほうから詳細につきまして説明をさせていただきます。

今後、本日の説明をはじめとして、パブリックコメント等を実施しながら定例会9月会議において議案として提案させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 本日もご説明させていただきます過疎計画の策定に当たって、まず、過疎計画の基となる法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、略称としまして新過疎法という形なのですが、この法律の概要について私のほうからご説明をしたいと思います。

国における過疎地域の対策につきましては、昭和45年に制定されました過疎地域対策緊急措置法というのが始まりでございまして、これまでこの法律を含めて4つの法律が施行されておまして、時代に即した過疎対策が国においても実施されてきたところでございます。国全体が人口減少社会の到来によって、過疎地域、都市ともに持続可能性の向上が課題でありまして、新たな過疎対策では人口減少が著しい過疎地域で低密度化が進行している中であって、いかに持続可能な地域社会を形成していくかが重要であることを受け、このたび過疎地域の持続発展ということを目的としてこの新過疎法が制定されたところでございます。

続きまして、今年3月末で期限を迎えました過疎地域自立促進特別措置法（「旧過疎法」）から、今回制定をされました新過疎法の変更点について触れさせていただきたいと思っております。新過疎法においては、非過疎地域となることを目的といたしまして地域活性化の取組を推進していくことへの実効性を高めるため、白老町でも今後策定をしていきます市町村計画の中に目標を掲げるということが、今回新たに追加されたところでございます。目標につきましては、過疎地域の要件が人口減少率を基本としていることから、本町においては、第6次白老町総合計画で掲げる目標人口を基に設定をさせていただき、持続的な発展を実現するため本計画には総合計画、実施計画に掲げる事業を中心に様々な事業を掲載しているところでございます。

計画に掲載している全ての事業を実施するというものではございませんが、本町において、先ほど古侯副町長からお話があったように、貴重な財源であります過疎対策事業債による円滑な事業実施と、持続的な発展を目指し本計画を策定したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

詳しくはお配りしました資料に基づき、担当より説明をさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 齋藤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤大輔君） お配りしました資料1白老町過疎地域持続的発展計画（案）の策定概要と資料2白老町過疎地域持続的発展計画（案）を、順番に説明をさせていただきます。

はじめに資料1白老町過疎地域持続的発展計画（案）の策定概要でございます。1、新過疎法についてです。過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」）が令和3年3月末で期限を迎えたことに伴いまして、同年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」）が制定されております。この新過疎法は、一定要件を満たす市町村を過疎地域としまして、期限を設けて特別な措置を講じる法律となっております。国の後押しにより、地域の活性化を進め最終的には非過疎地域となることが目的であり、全会一致の議員立法として成立しております。

続きまして、2、新過疎法における過疎地域の要件を御覧ください。過疎地域の指定となる市町村は表でお示ししたとおり、人口要件のいずれかと、財政力指数の要件を満たす必要があります。本町においては、中期の人口要件と財政力指数が基準値以上となっていることから、新過疎法に基づく過疎地域として財政支援を受ける基準に該当しております。なお、北海道では全体の82.7%に当たる148団体が新過疎法の指定地域となっております、全国の47.7%を大きく上回っている状況でございます。

3、新過疎計画の策定でございます。本町は今ご説明したとおり、新過疎法に基づく過疎地域として財政支援が今後5年間継続されることから、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定いたします。

4、旧過疎計画に基づくこれまでの取組についてであります。今回の新過疎計画策定に伴いまして、昨年度までの旧過疎計画により、過疎対策事業債を活用した事業について振り返りましたので2ページの年度別過疎対策事業債一覧をご覧ください。平成26年度から令和2年度までの7年間で延べ70事業を実施し、総事業費は約44億5,500万円、うち過疎対策事業債は約16億9,600万円で、本町が平成26年度過疎地域に指定されて以来、生活の利便性向上のための町道整備やウポポイ開設に向けた施設整備などのハード事業から、子育て環境の向上や観光受入れ体制整備のためのソフト事

業まで幅広く事業を実施してきたところでございます。また、御承知の通り、過疎対策事業債における借入れをした次年度以降の元利償還金は、70%が地方交付税の基準財政事業額に算入されるとしても有利な地方債であり、仮に過疎対策事業債の適用がなければ、実現が困難だったと思われる事業につきましてもこの起債の活用で実施できたと考えられることから、今後も過疎対策事業債を有効に活用し、本町の持続的な発展に取り組んでいく必要があると捉えております。

続きまして、5、新過疎計画の構成であります。計画の構成は総務省から市町村計画の作成例が示されていることからこれに準じて作成しておりますが、本町の過疎の現状や基本方針、基本目標等を定める基本的な事項と、12の施策に定める方針の2つのポイントに分類されております。

それでは、ここから資料2の白老町過疎知育持続的発展計画（案）を御覧ください。

初めに、1ページから2ページ、1基本的な事項の（1）白老町の概況でございますが、ここではアからウのとおり、各諸条件の概要を掲載しております。次に3ページから6ページの（2）人口及び産業の推移と動向、（3）白老町の行財政の状況では、人口推移や見通しとこれまでの行財政の取組状況などを掲載しております。次に6ページから10ページにかけての（4）地域の持続的発展の基本方針についてでございますが、北海道が策定する過疎地域持続的発展基本方針に基づきまして、本町の最上位計画である第6次総合計画の将来像を踏まえた5つの基本方針を本計画の基本方針として設定し、11ページの（5）地域の持続的発展のための基本目標においても同じく、第6次総合計画の将来目標人口を基本目標として設定し、それぞれ総合計画と整合性を図っております。続きまして（6）計画の達成状況の評価に関する事項であります。基本方針、基本目標共に、第6次総合計画との整合を基本としたことから、第6次総合計画実施計画の進捗管理に合わせまして、随時必要な評価見直しを講じるものとしております。次に（8）公共施設等総合管理計画との整合でございますが、本計画は公共施設等総合管理計画に適合していることが必要であることから、白老町公共施設等総合管理計画にある基本的な考え方などを掲載し、本計画との整合性を図っております。続きまして12ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、47ページの13その他地域の持続的発展に関し必要な事項の、それぞれ12項目に分類された施策の内容についてでございます。それぞれ（1）現況と問題点、（2）その対策、（3）計画の3つの項目から構成されております。このうち（1）、（2）には第6次総合計画にうたわれております5つの分野31の施策を12項目に分類し直して掲載し、施策、事業の漏れがないようにしております。次に（3）でございます。持続的な発展を実現するための具体的な事業を施策ごとに掲載しております。これは、総合計画実施計画を基本としながら、庁内各課調査などにより精査をしまして、現時点での実効性の大小に関わらず過疎対策に期する後年度の円滑な過疎対策事業債の活用を図るものとして選定をしております。

過疎対策事業債で財政上の特別措置を活用するためには、まず計画に事業が掲載されているということが大前提となっておりますので、全ての掲載事業を実施するという担保をしているものではないということをご理解いただきたいと思っております。

したがいまして、もし仮に非掲載である事業の実施が見込まれた場合には、その中身によっては北海道との事前協議と再度議会の議決が必要となり、その都度見直しを講じていきたいと考えております。

続きまして、本計画における登載事業でございます。下水道施設整備事業や町立病院改築事業などハード事業が96件、子ども医療費助成事業や企業立地助成金などソフト事業が98件、合計194件で、49ページ以降にソフト事業分の事業を再掲載しております。

それでは、再び資料1の策定概要に戻ります。最後になりますが、4ページ、6策定のスケジュールでございます。本日のご説明後パブリックコメントを実施し、8月中旬にそのご意見を踏まえた最終計画案を北海道に対して正式協議を行ってまいります。その後、8月下旬に北海道から本計画に対する同意をいただいた後、定例会9月会議での議案上程を予定しております。議決をいただければ、本年度予定している過疎対策事業債の協議を開始いたしますが、このスケジュール感については全国の過疎地域市町村においても同様に取り組んでいるところでございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました。この件について特に確認しておく必要がある方はどうぞ。何かありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 新過疎法ということなのですが、これにおける要件ということが書いてあるのですが、北海道は全国の820団体のうち148団体と、今計算したら大体18%と非常に北海道は多いかと思っているのです。その中で卒業3団体と書かれているのですが、これはどのようなところだったのかというのが一つです。

もう一つ、人口要件のいずれかと財政力指数を満たす必要があるということなのですが、人口要件は分かるのですが、白老町の財政力指数が0.39となっておりまして、全市町村の平均は0.51以下の場合には基準になると言っていますけれども、白老町は数値的にみて0.39からどの程度まで良くなる可能性があるのか、その辺だけ伺います。これを見た感じでは白老町はややしばらく新過疎法の対象地域なのかと感じているのですけれども、その辺を教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 道内の卒業団体と財政力指数のご質問でございます。

まず、財政力指数のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。西田議員がご指摘のとおり、ここの表のとおり過去3年間、0.38、0.39というような数字で推移しているというような形で、この財政力指数というのは要するに交付税の依存率ですとか、そのような自力でやっていくためにはという形の指数で表現されているところなのですが、この指数を回復していかなければならないことを観点に、要するに非過疎地域を目指すということで地域の活性化をしていく、要するに人口減少を食い止めていく、そして自分たちのまちは自分たちで切り開いていくというような状況での、過疎地域の持続的発展計画という位置づけになっておりますので、もちろんここの財政力指数というのは貯めなければならないというのは一つの目標ではあるのですが、実際のところ全市町村平均にいつになったら届くのかとなると非常に難しいご質問ではあるのですが、先ほど私が申しましたとおり、地域の活性化を目指して持続可能なまちづくりをしていく、この財政力指数を高めていくというのが一つの目標であるという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木企画財政課主任。

○企画財政課主任（鈴木 哲君） 卒業した3団体ということでございますが、富良野市、新篠津

村、京極町となっております。

ほかに人口増減の大きい市町村という資料でございますが、こちらもご紹介させていただきたいと思っております。増加数が多い市町村になりますが、市が多いかと思っております。札幌市が一番、続いて千歳市、恵庭市となっております。増加率でございますが、こちらについては、小さな自治体、村や町が多くなっていくところなのですが、一番増加率が多かったのが占冠村、赤井川村、東川町の順でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 実効性ある計画にするような中で、その観点での質問なのですが、14ページの産業の振興、アの港湾の部分で、「一方、漁港区においては、漁船の大型化が進み、係留施設の狭隘化が課題となっている。」これ今まで議会でも議論させていただいています。この計画の部分で、20ページになります。白老港湾施設の点検だとか白老海岸堤防等のとありますが、現状と問題点、問題点を解決する中でこの計画の中で、その辺がきちんと課題解決できている部分が計画と連動しているのかお聞きしたいです。

そのような同じような観点で、23ページの計画の中でいくと、(3)計画で、例えば石山大通改修事業というのがございます。この中で以前に私、石山1番通りの整備、こういったところも必要だと申しましたが、そのようなところもこのように関連して入ってくるのか、どのような制度設計になっているのかお教えいただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今、2点ほど具体的な事業をお示しいただいてご質問があったところでございます。1つ目の港湾の部分につきましては、貳又議員がご指摘のとおり、この計画の中でも現況と問題点という形で掲げさせていただいて、私たちの方でご説明させていただいたとおり、総合計画の実施計画の中の事業について掲げさせていただいているという形になりますので、総合計画の実施計画というのはまちの最上位計画という形でこれから事業展開していきますという形になっているということから、この計画の中でも港湾ですとか道路の関係もそうなのですが、このような課題がありますという形で掲げさせていただいておまして、その中でこのような事業を展開していきますというような連動性を持たせているという状況になっています。

2点目のご質問の中で、石山大通りの1番通りという関係のお話があったのですが、その部分については予算の関係もあるということで、先ほど申しましたとおり計画上の大枠の事業という形で位置づけさせていただいて、実際に今後予算編成の中で具体的な詰め作業が出てくるものですから、この中の計画上の事業が全て実施するというのではなくて、予算の担保が取れているということではなくて、優位な過疎債を借入れするためには、この事業を掲げなければならないという状況もあるものですから、住み分けをさせていただいて実際に具体的に進めるときには、年度ごとの予算編成の中で具体的な事業を実施していくという形になるかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 分かりました。これが過疎の町という指定を受けて、本町のこれからのまちづくりに大きな貢献をするものですので、2点目の石山大通りというくくりの中で、例えばこれ

は計画に準じながら取り組んでいくようなものですが、それが石山1番通りみたいなところも枝葉でつながっていて、今後仮にそのようなものを整備する場合に、この過疎地域の補助というか、きちんと受け入れるのかその辺が具体的に道路名が明記されていなければだめなのか。その点だけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 鈴木企画財政課主任。

○企画財政課主任（鈴木 哲君） 貳又議員の質問でございますが、過疎債を取るためにどこまで計画に載せるかということだと思います。基本的のこちらの過疎計画のほうに、区分が間違いなく事業名が載っているということであれば起債の対象となると思いますが、それについてはその年度ごとの北海道との協議の中で過疎対策に適しているものだと認められる必要があるということではございます。今回、こちらの過疎計画に載せているものについては、あくまでまずは白老町のほうで過疎対策に資するものだというものを載せている状況であります。

ただ、今年度実施する事業については過疎債を充当すると見越している事業がございますので、そちらについては計画を策定しながらも、北海道の市町村係のほうと連携をしながら、間違いなく使える計画になる策定を進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） これをもって、白老町過疎地域持続的発展計画策定についての協議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、町立病院改築事業の実施にあたっての説明を求める前に、私が一言、議長としてコメントを出しておきたいと思っております。

令和3年6月24日に、北海道の防災地震専門委員会が示した新たな津波浸水想定、あくまでも想定であります。これは太平洋沿岸の函館から根室までの自治体住民にとって深刻な危機、津波到達は30分前後と言われております。その瞬間の行動は近年多数の国内自然災害を報道等で見ると限りの打ちようがない状況であります。身を守ることもおぼつかない状況であります。現実の災害の脅威は想定外、あるいは想定内でも完璧な対策は誰も計り知ることにはできません。

現実、災害の膨大な経済への影響、人口定住をも計り知れない大きな勢いがあるわけであり。この病院に関する全員協議会は、何年も議論を重ね二転三転、さらに特別委員会でも議論を重ね、津波対策の手を打ってやっと漕ぎつけた病院改築基本計画は、私は最善策ではないかと思っておりました。大事なことは、想定と現実をどう見極めるか。こここのところではないかと思っております。新たな津波浸水想定は、北海道全体、自治体、まち全体の対策に十分注視しなければなりません。病院付近の寿幸園はどうなるのか。住民の命はどうなるのか。浸水区域内の住民の命はどうなるのか。私が白老のまちで住んでいる以上は、誰がいい彼がいいではなく、一蓮托生、

良くても悪くても、行動、運命を共にしなければならないのは町民だと思ひ、それを守るのがまちの大きな使命だと思ひています。私は、そのようなことからいくと今まで本気で病院改築をする計画ができたわけでありまから、この津波対策を重視するばかりではなくそこそこで進めたほうがよいのではないか。このような思ひを一言議長として述べておきたいと思ひ述べておきます。

それでは、次に町立病院改築事業の実施にあたっての説明を求めまから。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 全員協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。ただ今、議長のほうから、改築のありようについて大変心強いご意見をいただきました。議員の皆様と実施に向け取り組んでいきたいと強く思ひております。

町立病院の改築に向けては様々な議論を踏まえながらも、議長をはじめ議員の皆様方から多くのご教示、ご理解をいただき6月2日に開催された最終の病院調査特別委員会を経て改築基本計画を成案化させていただいたところでありまから。それ以後、改築関係事業費の補正予算上程に向けて準備を進めていたところですが、6月24日、北海道において道内太平洋沿岸地域の新たな津波浸水想定案が発表されたことから、発表内容等の詳細について情報収集を図るとともに、改めて病院改築事業を着実に進めるべく整理・検討を行ってまいりました。

本日は、この新たな津波浸水想定を踏まえた病院改築の考え方などについて議員の皆様にご説明させていただきたく、これまでの特別委員会開催の経緯や今回お示しさせていただき内容の重要性などを踏まえ、私も出席させていただきこととしました。何よりも町民の皆様のご安全・安心を図る地域医療をしっかり進めていくための病院改築を万全に進めてまいりたいと思ひますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） お配りしました資料に沿いまして、町立病院改築事業の実施にあたって改築における津波対応の考え方をご説明させていただきたくと思ひます。

1、病院改築基本計画における施設整備の考え方ということで、今回、6月2日の最初の特別委員会で成案化をさせていただきました病院改築の基本計画でございますが、この中で敷地利用の考え方においては、町立病院を中心とした既存周辺環境等を考慮し、現地建て替えとすることを明記させていただいたところでございます。合せまして施設整備における津波対策の考え方といたしまして、津波による浸水被害を最小限に留める工夫を行うことといたしまして、今回6月24日に北海道より示されました、正式には7月19日に確定となる見通しにございますこの新たな津波浸水想定を考慮したものでございます。病院改築基本計画の中に本編23、24ページにそれぞれこの考え方について明記をさせていただいたところでございます。下線にありますとおり、津波浸水被害を最小限に留める工夫を行うということと、北海道において本年6月ごろに示される予定の新たな津波想定の詳細検討結果を考慮する必要があると明記をさせていただきました。

また、敷地の考え方につきましては、これまで町立病院、現地において本町のご健康福祉ゾーンに位置したこの町立病院、この周辺では総合保健福祉センター、特別養護老人ホーム寿幸園、日の出団地公営住宅だとか、民間の障がい者サービス施設等整備されてきた経緯がございます。民間薬局

等の継続利用の利便性も勘案し現地建て替えを基本とするとお示しさせていただいたところがございます。

2、北海道が発表した新たな津波浸水想定ということで、今回北海道では昨年4月に内閣府が発表いたしました日本海溝、千島海溝沿いにおける最大クラス津波の浸水想定を受けまして、北海道において追加分析を踏まえた新たな浸水想定シミュレーションが公表されました。白老地区の最大浸水深分布図（案）ということで地図をお示しさせていただきましたが、鮮明ではない画像になってでございます。このシミュレーションによりますと町立病院周辺を境といたしまして、西側は1メートル以上3メートル未満、東側は3メートル以上5メートル未満の範囲といたしまして最大浸水深の想定が示されたところがございます。この赤い丸で囲んでいる中心のところが町立病院の敷地となっております。このようなどころからおおむね3メートルから4メートルの範囲での浸水が想定されるというものでございます。

2ページ目をお開きください。3、新たな津波浸水想定を踏まえた病院改築の考え方についてご説明をさせていただきます。町立病院の改築において現地建て替えとしました経緯につきましては、今ご説明したとおりとなります。また、町立病院は地域における基幹病院といたしまして初期的救急の役割を担うとともに、苫小牧市内等の2次的医療機関との医療連携を果たしている実態がございます。患者の搬送等において主要道路である国道36号線へのアクセスが容易な場所にあるということですか、ウポポイの間近にあるということであることなど、平常時、非常時の対応について総合的に勘案しても現地建て替え必要であると捉えてございます。なお、病院改築にあたっては入院入所者の安全確保はもちろんのことでございますが、今回、北海道より示された津波浸水想定を受けまして、高齢者や障がい者、幼稚園児などの社会的弱者を含む周辺住民を津波から守るとともに、緊急避難後には必要な医療提供を再開していくため、診療機能と医療設備についても津波の被害から回避しなければならないことから、改築における津波対応の考え方といたしまして、現地において建物のかさ上げ（ピロティ化）を講じた病院改築を行うものとして考えてございます。ピロティ化した部分につきましては、駐車場等の活用ということで有効活用を図ってまいりたいと考えてございます。このピロティ化のイメージ図について以下に記載させていただいています。日本国内においてもピロティを採用した病院というのが多数事例としてございました。その外観の写真もイメージとして参考につけさせていただいてございます。

3ページでございますが、参考といたしまして他の町有地に対する考え方ということで、合わせてご説明したいと思います。今回公表されました新たな津波想定案につきましては、平成24年6月に北海道が公表いたしました白老町の津波浸水予測よりも浸水範囲と高さについては増える見通しが示されたことから、病院の建て替えに必要な一定の広さを有する他の町有地におきましても、現地建て替えと同様に建物のかさ上げ（ピロティ化）は免れない状況にあると捉えてございます。また、ピロティ化にあたりましては、車両乗り入れなどの利便性を考慮する必要がございますことから、現地建て替えにかかわらず一定の高さの整備が必要になると捉えてございます。

なお、他の町有地の津波想定及び当該町有地における病院建設上の課題につきましては、以下のとおり2か所について考え方をお示しさせていただいております。旧白老小学校におきましては、

最大浸水深の想定は1メートルから3メートルと1ページにあったような色づけにされてございますが、具体的などころをいろいろ調査してまいりますと2メートルを超えることが想定されているところがございます。(仮称)末広団地の周辺におきましても同じく1メートルから3メートルの色付けでございますが、こちらにつきましても2メートルを超える状況になろうかと捉えております。いずれにしましてもピロティ化の対策が必要になってくるということと、場所によりましては地盤対策がさらに別途必要になってくるとということが課題としてあげられるところがございます。移転を伴う場合の民間薬局の設置協議ですとか、既存病院、医師住宅群の解体財源の検討なども合わせて必要になってくると考えるところでございます。

続きまして、4、津波対策実施に伴う事業費設定の考え方でございます。病院改築の基本計画では、計画策定時における事業費概算の目標額といたしまして、想定される財源も含めてシミュレーションをさせていただいたところがございます。総事業費としては29億6,100万円としたところがございますが、今回、新たな津波想定が示されたことに伴いまして、非常時の一時避難的な要素も含めまして、町民の安全安心のため万全な津波対策を追加的に講じる必要がございますことから、事業費の概算目標を以下のとおり32億1,000万円と2億4,900万円を増額した設定とさせていただきます。国土交通省の「都市防災総合推進事業補助金」の活用を目指しながら協議を進めてまいりたいと考えております。また、その他有用な補助金・交付金等の確保に向けた取り組みにつきましても引き続き行ってまいりたいと考えるところでございます。

下のほうには財産目標の事業費、それに対する財源想定ということで、今回増額する2億4,900万円に対しまして、その内訳として今ご説明しました国土交通省の「都市防災総合推進事業補助金」、現状1億500万円ということで制定をさせていただいておりますが、残り7,000万円ずつを過疎債、公営企業債ということでシミュレーションをさせていただいているところでございます。また、その下には1年あたりの影響シミュレーションということで、病院会計の経常収支に与える影響についてここで記載をさせていただいております。今回、事業費、特に建設工事費が増額するということを想定した中では、減価償却費についてはこれ見合いで1年あたり690万円ほど増加が見込まれますが、このうち補助金ですとか過疎債を財源として取得した部分につきましては、地方公営企業会計制度にのっとりまして医療外収益の中で減価償却見合い分を収益化するというルールがございますので、この500万円の収益増を差引きまして190万円の支出増ということをシミュレーションしてございます。また、起債償還額の増額分につきましては、過疎債は1年あたり230万円程度、利子は最大で7万円程度と、公営企業債の償還につきましても同額で、そのうち2分の1は一般会計からの負担という想定をしますと、一般会計の負担額につきましても元金償還が340万円、利子償還は最大で10万6,000円程度ということで想定をすることでございまして。

4ページには、今ご説明しました国土交通省の「都市防災総合推進事業補助金」の概要について参考として載せております。赤で囲ったところの地区公共施設等整備というメニューの中で何とか獲得に向けて、今協議を進めているところでございます。

それと、当日配布ということで大変申し訳ございません。本日、資料1から4まで追加で皆様にお配りをさせていただきました資料についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1につきましては、今回策定いたしました白老町立国民健康保険病院改築基本計画の今回の

津波対応に伴っての変更部分ということで対比をさせていただいた資料となっております。右側が今回の対策を講じたということで赤字で記載をさせているところが変更になっていくという考え方でございます。災害に強い施設というところのなお書きにつきましては、令和3年6月24日に北海道が公表した新たな津波浸水想定（案）を踏まえ、町立病院敷地の浸水深はおおむね3メートルから4メートルとし、津波対策手法を原則ピロティ方式（高床式）とするということで、そのイメージ図を載せてございます。次に、2事業費の概算というところにつきましては、記載のとおり建設工事費、その他の金額をそれぞれ修正をしまして、総事業費病院に関しては、26億9,000万円に対する財源想定が記載のとおりとさせていただくものでございます。注釈の中で、これまでご説明した都市防災総合推進事業補助金という名称も加えさせていただいたということでございます。裏面をお開きください。43ページに記載をいたしました3、収支計画につきましても、先ほどの資料の中でご説明した医療外収益のその他と、支出に関しては減価償却費、こちらがそれぞれ収益的収支の部分でございます。基本的収支につきましては、企業債償還にかかる経費とそれの一部財源となります。一般会計の出資金、それぞれ赤字で囲ったところが影響のある箇所ということで表記をさせていただいたところでございます。

こちらの変更内容につきまして、今回資料2の白老町立国民健康病院改築基本計画一部改訂版ということで変更後の内容を整備させていただいたものになってございます。内容につきましては、今ご説明したとおりのものになってございますので、資料2につきましては今回策定を白老町立国民健康病院改築基本計画の本編に付属する資料ということで、合わせて整備をさせていただきたいということで考えてございます。

続きまして資料3、今後の工程についてご説明したいと思っております。現時点におきまして全体スケジュール、以下のとおり想定しておりますということで、こちらの資料につきましては本年2月にも当時の調査特別委員会でご説明させていただいたところでございますが、これから今回の対策を講じた病院改築につきましてご理解をいただいた中で、今月26日の定例会の中では関連予算をぜひとも上程させていただきながら、8月には発注公告に入ってまいりたいと考えてございます。当初7月の発注公告として令和6年5月の開院ということで、発注から開院まで35か月ということでこれまで進めてまいりましたが、8月の発注から最終的な開院時期はずらさずに、開院まで34か月ということで当初の予定どおり開院を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私のほうから資料1から3までのご説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 資料4についてご説明させていただきたいと思っております。

今伊藤政策推進課参事のほうから町立病院改築の津波対策実施に伴い事業費が増額になるご説明をさせていただきました。それに伴いまして一般会計における起債発行額の見通しについて、再シミュレーションしたものが資料4という形になってございます。こちら、津波対策に伴って増額となる事業費につきましては一般会計の負担分として、こちら先ほどご説明をさせていただいたとおり7,000万円増加する形になってございます。それで、この過疎債の発行額を令和5年度でこの資料に書かれていますとおり、ピロティ化と書かれている部分をご覧いただければと思うのですが、当初6億4,700万円という数字が6億7,600万円ということで、令和5年度につきましては

2,900万円の増、令和6年度につきましては4,100万円増ということで、合計しまして7,000万円増加するという考え方でございます。5月20日に開催させていただきました特別委員会において起債の発行額の年度間調整についてご説明をさせていただきましたが、現時点におきましては資料4のピロティ化と書かれた合計欄を御覧いただければと思うのですが、当初の合計欄と変更しないという形で進めさせていただきたいという考え方でございます。このことによりまして全体枠から病院改築起債発行額分を差し引きますと発行可能額が、ほかの事業に充当できる分というイメージでお話させていただきますと令和5年度につきましては3億1,900万円、令和6年度につきましては3億1,100万円になる見込みでございます。なお、この金額につきましては、5月20日の特別委員会においてもご説明させていただいたところですが、あくまでも見通しという形であり、各年度における予算編成において変動があるということを議員の皆様にもご理解をいただきますとともに、先ほど伊藤政策推進課参事からもご説明があったように病院改築事業に伴う起債の発行につきましては、さらなる補助金の獲得や基金の活用なども踏まえて一般財源、起債の発行を抑制する考えに変わりはございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について確認しておく必要がある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 1点だけ確認させてください。今回のピロティ化について説明資料の2ページでいくと高齢者や障がい者、幼稚園児などの社会的弱者を含む周辺住民を津波から守ると記載されております。これは元からこの町立病御院の改築にあたってはその辺のことは考えられていたのかと思うのですが、今回本町の防災計画の中において、これを受けることによって町立病院が防災の観点からいって今までと位置づけが変わるとか、そのようなことはあるのでしょうか。というのは、日の出町や東町の方たちは高齢化がかなり進んでいて、買い物などできない方も多くいらっしゃいますから、そのような方々が何かあったときに避難できるような一つの拠点になります。そのような位置づけ的なところは何か変わっていくのか、その点だけ1点確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 防災計画の関係でございますけれども、今おっしゃられたように現在の町立病院の位置づけといたしましては、指定緊急避難所には指定していない状況なのですが、今回のピロティ化によりまして屋上ですとか、一部フロアですとか、使うようになりまして、今回防災計画を見直しまして、津波避難の地区計画という各町内ごとの避難先が書かれたものもございますが、その中に町立病院も緊急避難場所としては位置づけができるということで想定をしているところです。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私の耳に届いている町民の声でいきますと、災害、津波等があったときに鉄北の住民の方々は白老小学校ですとか栄高等学校といったところがあるけれど、鉄南地区の皆さんはそのようなことがあった場合になかなかどこに避難したらというところの部分が多くの声がありました。そのような中でこの町立病院がそのような機能も持つということになると、役割的にも町民の安心安全を守る一つの拠点になるのかと思われましたので、その質問でございました。

先ほどの総務課長のご答弁からいくとそのような位置づけに持っていくということです。その確認まででよろしいです。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先ほども申しましたとおり、そのような形の町立病院の緊急避難場所としての指定は可能になると想定して取組を進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは質疑なしと認めます。

ご意見ございませんか、ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） これをもって、町立病院改築にあたっての協議を終了いたします。

以上を持って、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 1時28分）